

# 京都精華大学大学院博士前期課程および修士課程学位審査規則

2017年03月27日 改定

## (目的)

第1条 本規則は「京都精華大学大学院学則」および「京都精華大学院学位規程」に基づき、京都精華大学（以下、「本学」という。）大学院博士前期課程および修士課程に在籍する学生の修了および修士論文、または修士作品の審査について必要な事項を定めるものである。

## (学位取得の要件)

第2条 修士の学位を得ようとする者は、課程に2年以上在学し、かつ修了の要件となる単位を修得しなければならない。

2 修士の学位を得ようとする者は、修了予定学年の指定された期日までに、修士論文あるいは修士作品の審査を受けなければならない。

3 第2項の修士論文あるいは修士作品の審査を受けようとする者は、審査に先立ち、学会、報告会、展覧会等により自らの研究成果を学内外に発表しなければならない。

## (最終題目届の提出)

第3条 修士論文あるいは修士作品の審査を受けようとする者は、各研究科が別に定める「修士論文・修士作品提出要領」に基づき、指定された期日までに専任指導教員が署名・捺印の上、研究科長宛に「修士論文・修士作品最終題目届」を提出しなければならない。

## (修士論文・修士作品の提出)

第4条 修士論文あるいは修士作品は、各研究科が別に定める「修士論文・修士作品提出要領」に基づき、修士論文要旨、修士作品要旨を添付の上、指定された期日までに研究科長あてに提出しなければならない。

## (学位審査委員会)

第5条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、学位審査委員会を設置する。

## (学位審査委員会の構成)

第6条 学位審査委員会は、第3条の「修士論文・修士作品最終題目届」の内容に沿い、当該学生の専任指導教員と研究科委員会において認められた2名以上の専任教員により構成する。

2 学位審査委員会は、研究科委員会が必要と認めた場合、他学部教員、他大学教員、他研究機関研究員、作家等、当該研究科に所属しない者（以下、「学外者」という。）を審査委員とすることができる。ただし学外者の審査委員は原則1名までとする。

（学位審査基準）

第7条 学位審査は以下の基準により厳正に行うものとする。

(1) 修士論文の学位審査基準

- ① 当該論文が学術的、社会的意義において価値を持ち、関連分野での貢献が期待できる内容であること
- ② 当該論文がテーマ、問題設定、研究内容について独創的であり、明確な結論を導き出していること
- ③ 当該論文がテーマに応じた研究・分析・手法や資料により論述が展開されていること

(2) 修士作品の学位審査基準

- ① 当該作品が独創的または普遍的な表現領域の可能性を探求し、社会に対して自らの深い思考が具体化されていること
- ② 当該作品が表現方法・内容において社会に対して明確なコンセプトを持ち、それに沿ったテーマと素材、技法を選択し、制作されていること
- ③ 当該作品が多角的視点と想像力に基づき、柔軟で応用力のある制作技術や高度な作法を用い、十分な完成度が認められること

（学位審査方法）

第8条 学位審査委員会は、修士論文あるいは修士作品を提出した者に対して、口述試問または筆記試験により審査を行う。

（審査結果の報告と修了の審議）

第9条 学位審査委員会は審査の合否結果を研究科長あてに報告する。研究科長は第2条の学位取得の要件を満たし、かつ第8条の審査に合格した者を研究科委員会に諮り、課程修了の審議を行う。

（学位の授与）

第10条 研究科長は、第9条の研究科委員会において課程修了の審議を受けた者について学長に報告し、学長がこれを認定する。

2 学長は前項の認定者に対して学位を授与する。

(修士論文・修士作品の保管)

第11条 第10条で課程修了の認定を受けた者の修士論文は正本として、また修士作品はデジタルデータもしくは図録等写真として本学情報館に永久保存する。

(事務担当部署)

第12条 この規則に関する事務は、教学グループが担当する。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

1 この規則は、2011年5月2日に制定し、同日から施行する。

2 この規則は、2015年12月7日に制定し、同日から施行する。

3 2017年3月27日に改定し、2017年4月1日から施行する。